

○唐津市入札結果等の公表要綱

平成25年1月30日

告示第19号

改正 平成27年4月1日告示第105号

(唐津市行政改革推進本部設置要綱等の一部を改正する要綱第7条による改正)

平成27年8月24日告示第245号

平成29年3月17日告示第60号

平成29年6月5日告示第185号

平成31年4月1日告示第76号

(唐津市物品購入の単価契約公表要綱等の一部を改正する要綱第3条による改正)

令和4年3月31日告示第76号

(唐津市物品購入の単価契約公表要綱等の一部を改正する要綱第3条による改正)

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託等に係る入札結果等の公表について定めることにより、入札及び契約事務の公正性及び透明性の確保の一層の向上を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、市が発注する業務委託等で、競争入札及び随意契約によるものとする。ただし、次に掲げる事項については除く。

- (1) 建設工事
- (2) 建設工事に伴う測量、設計及び調査の業務委託
- (3) 公有財産の売払い
- (4) 単価契約による物品購入
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号、第3号及び第4号による随意契約
- (6) 公共の安全及び秩序の維持に密接に関連する業務で市の行為を秘密にする必要があるもの
- (7) 契約の相手方が個人であるもの

(平 2 7 告示 1 0 5 ・ 一部改正)

(公表の内容)

第 3 条 入札による場合に公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 業務等の概要
- (3) 入札方式
- (4) 入札日
- (5) 予定価格
- (6) 最低制限価格
- (7) 指名した者及び入札者の名称又は商号並びに各入札者の各回の入札金額
- (8) 落札した者の名称又は商号及び落札金額
- (9) 契約した者の名称又は商号
- (10) 契約日
- (11) 契約金額
- (12) 履行期間又は納期限
- (13) 入札（契約）執行課
- (14) 最低制限価格未満の入札者の名称又は商号

2 随意契約による場合に公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 業務等の概要
- (3) 契約した者の名称又は商号
- (4) 契約日
- (5) 契約金額
- (6) 履行期間又は納期限
- (7) 契約執行課
- (8) 随意契約とした根拠法令及び理由

(平 2 9 告示 6 0 ・ 令 4 告示 7 6 ・ 一部改正)

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、契約締結後、速やかに公表するものとする。ただし、唐津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第73号）第2条又は第3条の規定に基づき議会の議決に付する契約については、契約に関する事項を除き仮契約締結後、速やかに公表するものとし、契約に関する事項は、議決後本契約として効力が生じた日以後、速やかに公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札を執行した場合で、契約を締結しなかったとき、又は落札者がなかったときは、入札結果を速やかに公表するものとする。

（平27告示245・一部改正）

（公表の期間）

第5条 公表の期間は、契約日（入札が不調又は不落となった場合は入札予定日又は入札日とし、落札者を決定した場合で契約を締結しなかったときは落札決定日とする。）の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までとする。

（令4告示76・全改）

（公表の方法）

第6条 公表の方法は、第3条第1項に掲げる事項は入札結果及び契約の締結結果（第1号様式）に、同条第2項に掲げる事項は随意契約による締結結果（第2号様式）に記載し、契約管理課（市民センターにあつては総務・福祉課）及び各部の庶務を処理する課（当該部に所属する課が執行した競争入札の入札結果及び契約の締結結果並びに随意契約による締結結果に限る。）の窓口並びに本市のホームページにおいて閲覧に供するものとする。

（平27告示105・平29告示185・平31告示76・一部改正）

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に実施する業務委託等の入札及び契約から適用する。

（唐津市入札結果公表要綱の廃止）

2 唐津市入札結果公表要綱（平成23年告示第199号）は、廃止する。

（唐津市入札結果公表要綱の廃止による経過措置）

3 この要綱による廃止前の唐津市入札結果公表要綱の規定により公表された結果については、なお従前の例による。

附 則（平成27年告示第105号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第245号）

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附 則（平成29年告示第60号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第185号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度に実施する業務委託等の入札及び契約から適用する。

附 則（平成31年告示第76号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による改正後の唐津市物品購入の単価契約公表要綱、唐津市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱及び唐津市入札結果等の公表要綱の規定は、令和4年4月1日以後に公告若しくは指名通知を行う競争入札又は見積依頼を行う随意契約から適用する。

第1号様式（第6条関係）

入札結果及び契約の締結結果

業務等の名称		
業務等の概要		
入札に関する事項	入札方式	
	入札日	
	予定価格（税込）	
	最低制限価格（税込）	
契約に関する事項	契約した者の名称又は商号	
	契約日	
	契約金額（税込）	
	履行期間又は納期限	
入札（契約）執行課		

（入札の結果）

指名した者の名称又は商号 （入札者）	入札金額（円）（税抜）			備考
	第1回	第2回	第3回	

入札金額の欄中に落札の表示があるものが、落札者及び落札金額となります。

第2号様式（第6条関係）

随意契約による締結結果

業務等の名称	
業務等の概要	
契約した者の名称又は商号	
契約日	
契約金額（税込）	
履行期間又は納期限	
契約執行課	
随意契約とした根拠法令及び理由	(根拠法令) (理由)

第1号様式（第6条関係）

（平29告示60・令4告示76・一部改正）

第2号様式（第6条関係）

（令4告示76・一部改正）